

運転適性検査器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成三十一年四月一六日

青森県警察本部長 重松弘教

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、保守及び撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

運転適性検査器検査部 五式

二 賃貸借期間

平成三十一年（二〇一九年）七月一日から平成三十六年（二〇二四年）六月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、物品の借入れについてA、B又はCの等級に格付された者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくは

これに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

五 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 ○一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

平成三十一年五月八日 午後二時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部三階第二会議室

平成三十一年五月八日 午後二時五分

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約全体に対する資産の譲渡等の時期に係る対価の割合

平成三十一年九月三十日まで 九分の三

平成三十一年十月一日以後 九分の六

十一 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、次の1から3までに掲げる金額の合計額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の平成三十一年九月三十日までに行われる資産の譲渡等に係る対価については百八分の百に相当する金額及び平成三十一年十月一日以後に行われる資産の譲渡等に係る対価については百十分の百に相当する金額の合計額を入札書に記載すること。

1 入札書に記載された金額

2 入札書に記載された金額に平成三十一年九月三十日までの対価の割合（九分の三）を乗じて得た金額に百分の八を乗じて得た額

3 入札書に記載された金額に平成三十一年十月一日以後の対価の割合（九分の六）を乗じて得た金額に百分の十を乗じて得た額

十二 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

十三 契約金額

落札価格を持って平成三十一年度の契約金額とする。ただし、平成三十二年（二〇二〇年度）から平成三十五年度（二〇二三年度）までの各年度の契約金額

は、入札書記載金額に百分の百十を乗じた後に十二を乗じ、九で除した額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、平成三十六年度(二〇二四年度)の契約金額は、入札書記載金額に百分の百十を乗じた後に三を乗じ、九で除した額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。